電気用品安全法の概要セミナー
～PSEマークの表示のために～

一般財団法人　電気安全環境研究所

電気用品安全法制定の沿革

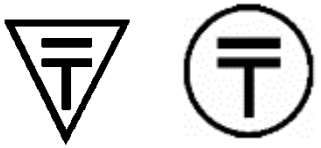
① 電気用品試験規則(逓信省令):大正5年(1916)制定

② 電気用品取締規則(逓信省令):昭和10年(1935)制定

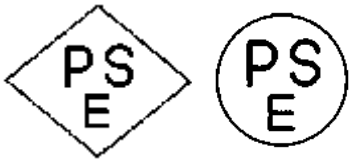


③ 電気用品取締法:昭和36年(1961)制定

規制緩和の観点から、自己責任原則、
政府の直接的な規制の最小限化等 を
基本とする見直しが図られ、
平成11年に電気用品取締法を改正。



④ 電気用品安全法:平成13年(2001) 4月施行



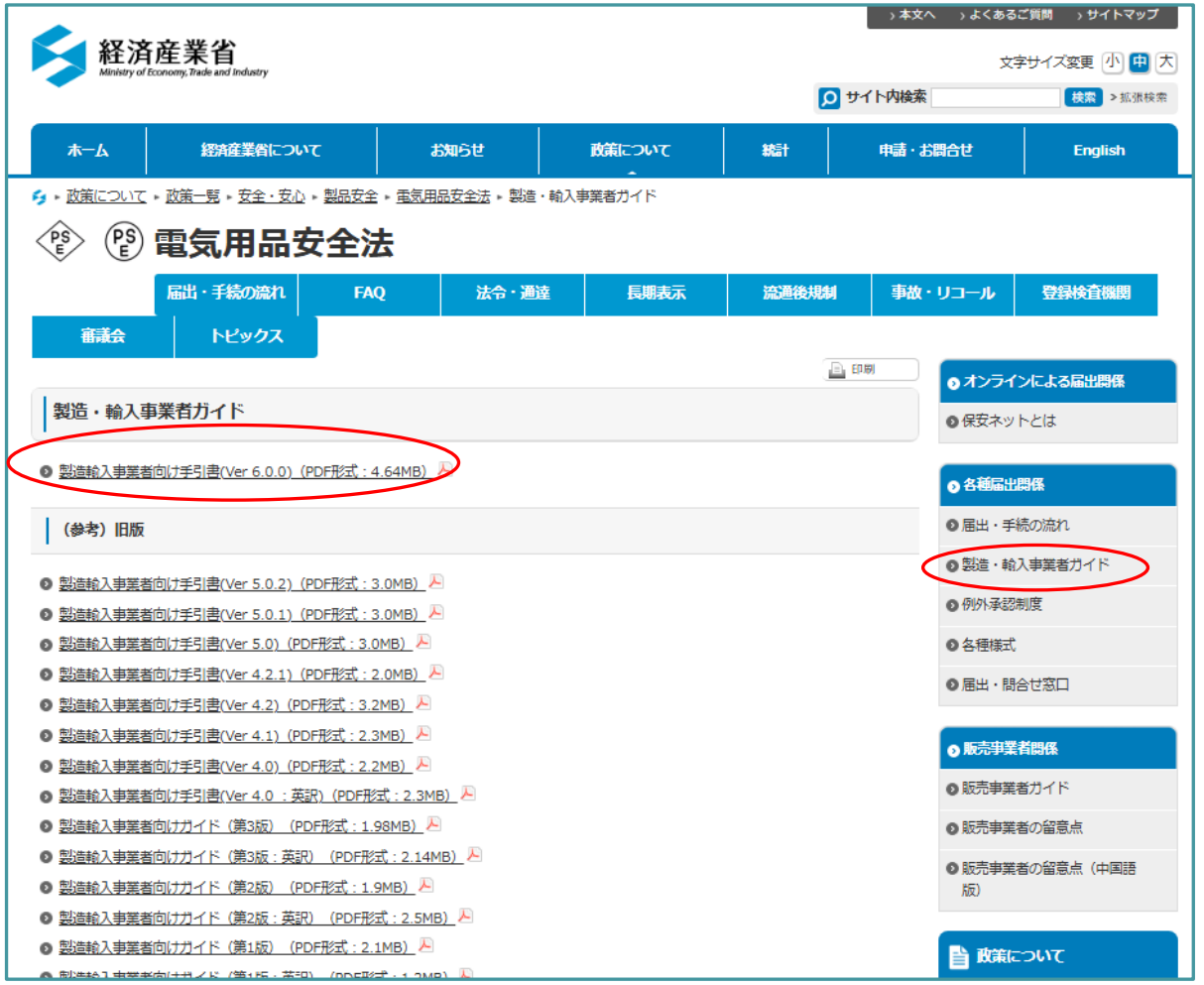
Copyright© JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES. All Rights Reserved

1.電気用品安全法の概要

2.電気用品安全法の手続き

Copyright© JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES. All Rights Reserved

経済産業省HP → 電気用品安全法 → 製造･輸入事業者ガイド → 法令業務実施手引書





https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/pse_guide.html

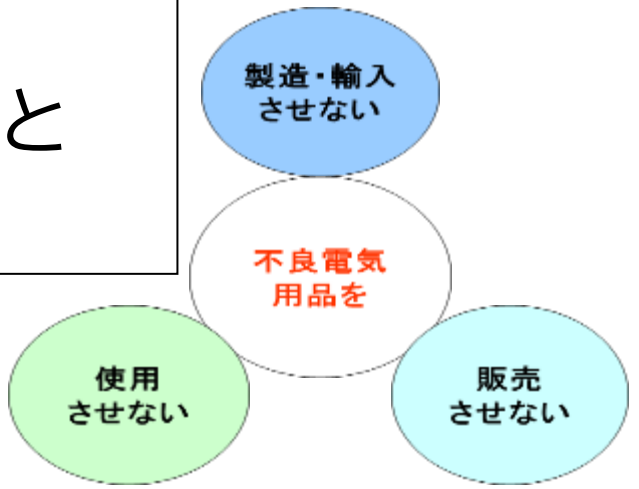
参考情報→手引書の「P＊＊～P＊＊」

Copyright© JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES. All Rights Reserved

電気用品安全法とは
（Electrical Appliance and Material Safety Act ）

第一条(目的):
電気用品による危険(感電、火災等)と
障害(電波障害等)を防止すること

日本の法律

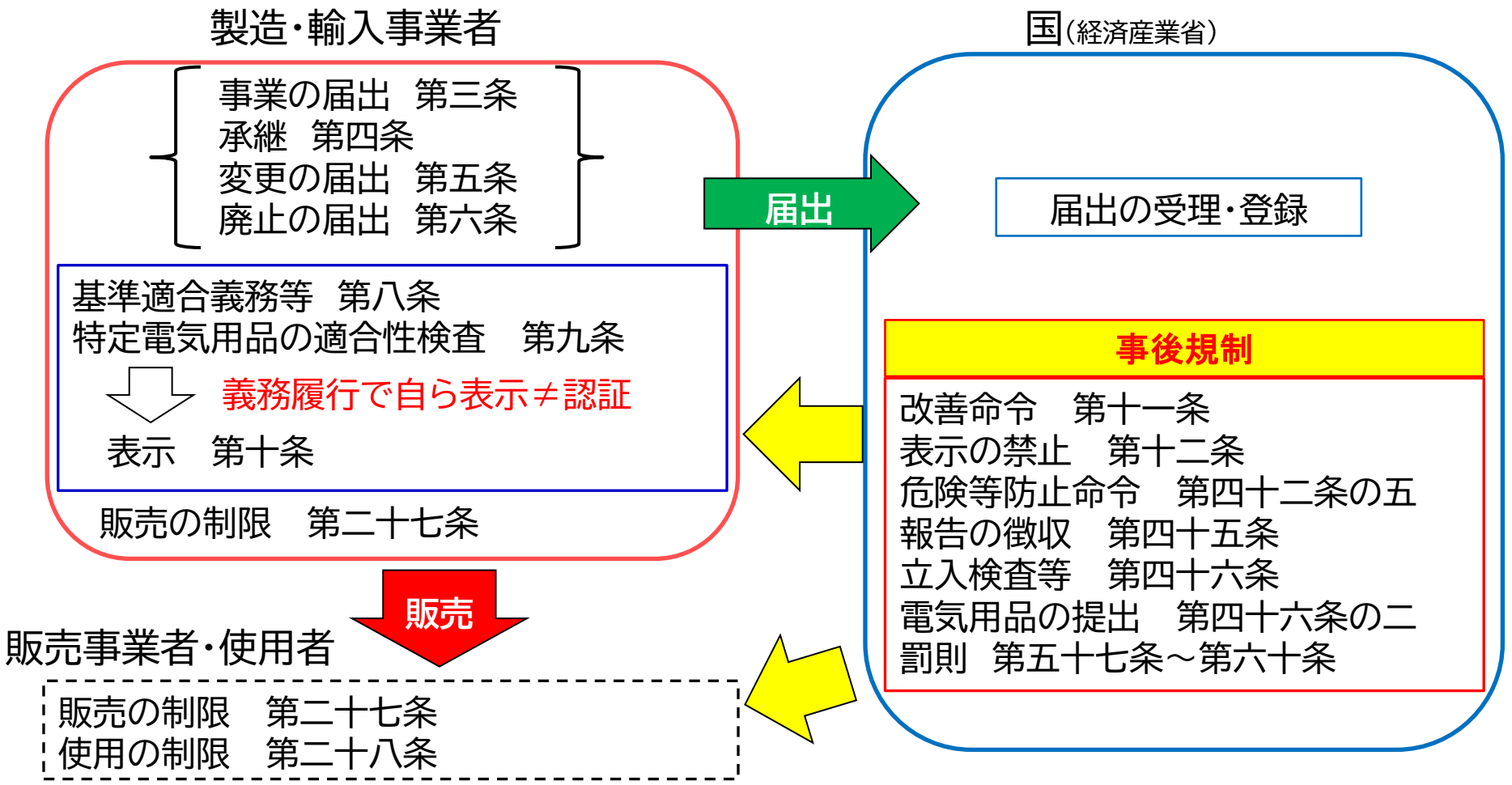


・電気用品の製造、販売等を規制する
・電気用品の安全性の確保について自主的な
活動を促進する （電気用品安全法第1条）

参考情報→手引書の「P7～P15」

Copyright© JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES. All Rights Reserved

電気用品安全法の仕組み



参考情報→手引書の「P8～P13」

Copyright© JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES. All Rights Reserved

規制対象製品は？

電気用品安全法では、「電気用品」を以下のように規定

1　一般用電気工作物（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十八条第一項 に規定する一般用電気工作物をいう。）の部分となり、又はこれに接続して用いられる機械、器具又は材料であって、政令で定めるもの

2　携帯発電機であって、政令で定めるもの

3　蓄電池であって、政令で定めるもの

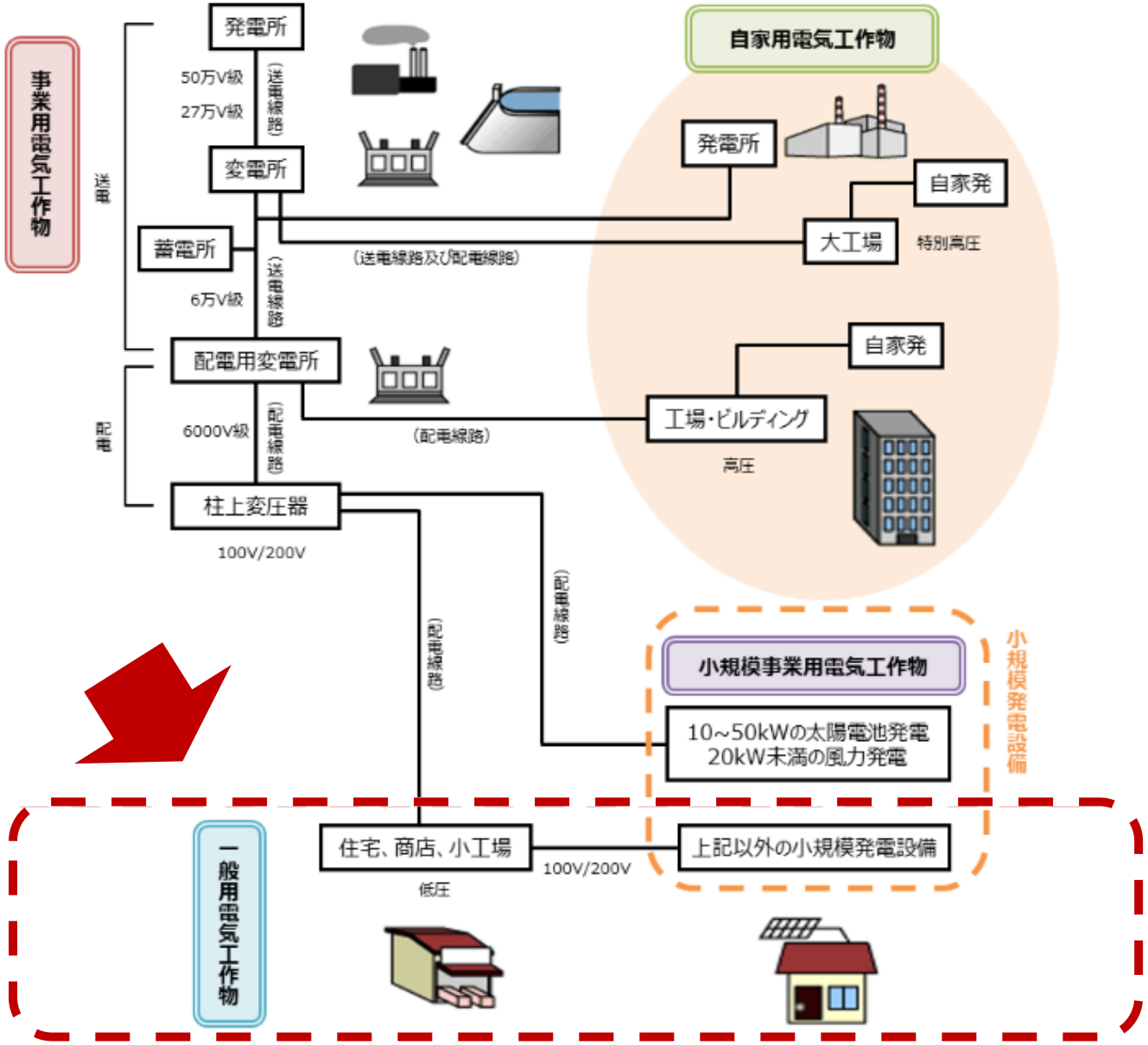
→具体的には、電気用品安全法施行令（政令）で定める457品目をポジティブリスト方式で指定。

（電気用品安全法　第2条、施行令　別表第一、第二　関係）

参考情報→手引書の「P7」、「P103～P107」

Copyright© JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES. All Rights Reserved

電気工作物の区分（電気事業法）



参考情報→手引書の「P7」

電気用品の範囲の概念図

電気機器、電子機器など

パソコン本体
プリンター
生ゴミ処理機
直流機器
など

電気用品：電気用品安全法の規制を受ける製品

特定電気用品 

（施行令別表第一）

直流電源装置（ACアダプター）
延長コードセット
ヒューズ

等、116品

特定電気用品以外の電気用品 

（施行令別表第二）

テレビジョン受信機
電気冷房機（エアコン）
エル・イー・ディー・ランプ

等、341品目

参考情報→手引書の「P7」、「P103～P107」

Copyright© JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES. All Rights Reserved

規制される電気用品の範囲 -1

規制される電気製品等を「電気用品」と呼び、**その種類は　457品目**

(1)特定電気用品(116品目)



使用状況からみて特に危険又は傷害の発生するおそれが多い電気用品

電気温蔵庫、電気ポンプ、電気マッサージ器 、
直流電源装置、その他

(2)特定電気用品以外の電気用品(341品目)



特定電気用品以外の電気用品を指定

電気カーペット、電気こたつ、扇風機 、電気スタンド、
コンセント付家具、電灯付家具 、その他

参考情報→手引書の「P8」

Copyright© JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES. All Rights Reserved

規制される電気用品の範囲 -2

特定電気用品(116品目)

①長時間無監視で使用されるもの
②社会的弱者が使用するもの
③直接人体に触れて使用するもの

電気用品の区分	主な電気用品名
絶縁電線類(ゴム系、合成樹脂系)	絶縁電線、ケーブル、キャブタイヤコード、キャブタイヤケーブル(ゴム系、合成樹脂系)、など
ヒューズ類	温度ヒューズ、つめ付ヒューズ、管形ヒューズ、など
配線器具	タンブラースイッチ、漏電遮断器、延長コードセット、ランプレセプタクル、蛍光灯用ソケット、など
電流制限器	アンペア制用電流制限器・定額制用電流制限器
小形単相変圧器類	家庭機器用変圧器、電子応用機械器具用変圧器、蛍光灯用安定器、など
電熱器具	電気便座、水道凍結防止器、電気温水器、家庭用温熱治療器、電気サウナバス、観賞魚用ヒーター、電熱式おもちゃ、など
電動力応用機械器具	電気ポンプ、ディスポーザー、電気マッサージ器、自動洗浄乾燥式便器、自動販売機、浴槽用電気気泡発生器、電気式おもちゃ、など
電子応用機械器具	高周波脱毛器
交流用電気機械器具	磁気治療器、電撃殺虫器、電気浴器用電源装置、直流電源装置
携帯発電機	携帯発電機

Copyright© JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES. All Rights Reserved

規制される電気用品の範囲 -3

特定電気用品以外の電気用品(341品目)

電気用品の区分	主な電気用品名
絶縁電線類（ゴム系、合成樹脂系）	ケーブル、電気温床線（ゴム系） ケーブル、蛍光灯電線、ネオン電線、電気温床線（合成樹脂系）
電線管及びその附属品（金属、合成樹脂）	電線管、可撓電線管、フロアダクト、線樋、CD管 カップリング、ノーマルベンド等の附属品、ケーブル配線用スイッチボックス、など
包装ヒューズ類	筒形ヒューズ、栓形ヒューズ
配線器具	リモートコントロールリレー、電磁開閉器、ライティングダクト、 ライティングダクトの附属品、など
小形単相変圧器類	ネオン変圧器、燃焼器具用変圧器、電圧調整器、ナトリウム灯用安定器、など
小形交流電動機	コンデンサー始動誘導電動機、かご形三相誘導電動機、など
電熱器具	電気毛布、電気ストーブ、電気ホットプレート、電気がま、ヘアカーラー、電気アイロン、など
電動力応用機械器具	電気冷蔵庫、ジューサー、電気食器洗機、電気かみそり、扇風機、電気冷房機、 電気掃除機、電気洗濯機、電気ドリル、など
光源及び光源応用機械器具	蛍光ランプ、エル・イー・ディー・ランプ、電気スタンド、 エル・イー・ディー・電灯器具、広告灯、電気消毒器、複写機、など
電子応用機械器具	テレビジョン受信機、電子レンジ、超音波加湿機、など
交流用電気機械器具	コンセント付家具、電灯付家具、調光器、防犯警報器、医療用物質生成器、など
リチウムイオン蓄電池	リチウムイオン蓄電池

Copyright© JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES. All Rights Reserved

電気用品の区分

種類、主たる機能により電気用品を20区分に分類

1.ゴム系絶縁電線類	11. 電流制限器
2. 合成樹脂系絶縁電線類	12. 小形単相変圧器類
3. 金属製電線管類	13. 小形交流電動機
4. 金属製電線管類附属品	14. 電熱器具
5. 合成樹脂製等電線管類	15. 電動力応用機械器具
6. 合成樹脂製等電線管附属品	16. 光源及び光源応用機械器具
7. つめ付ヒューズ	17. 電子応用機械器具
8. 包装ヒューズ類	18. 交流用電気機械器具
9. 温度ヒューズ	19. 携帯発電機
10. 配線器具	20. リチウムイオン蓄電池

部分品
↑

Copyright© JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES. All Rights Reserved

電気用品名毎の対象範囲

電気用品名と対象範囲が、電気用品の区分毎に整理されて記載(電気用品安全法施行令)

＜電動力応用機械器具の例＞

七　電動力応用機械器具であつて、次に掲げるもの(定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び 定格周波数が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものであつて、交流の電路に使用するものに限る。)

(一)　電気ポンプ(定格消費電力が一.五キロワット以下のものに限り、別表第二第八号(六五)に掲げるもの並びに真空ポンプ、オイルポンプ、サンドポンプ及び機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。)
(二)　冷蔵用又は冷凍用のショーケース(定格消費電力が三〇〇ワット以下の冷却装置を有するものに限る。)
(三)　アイスクリームフリーザー(定格消費電力が五〇〇ワット以下の電動機を使用するものに限る。)
(四)　ディスポーザー(定格消費電力が一キロワット以下のものに限る。)
(五)　電気マッサージ器
(六)　自動洗浄乾燥式便器
(七)　自動販売機(電熱装置、冷却装置、放電等又は液体収納装置を有するものに限り、乗車券用のものを除く)
(八)　電気気泡発生器(浴槽において使用するもの以外のものにあっては、定格消費電力が一〇〇ワット以下のものに限る。)
(九)　電動式おもちやその他の電動力応用遊技器具(別表第二第八号(69)に揚げるものを除く。)

Copyright© JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES. All Rights Reserved

電気用品名の判断のために

一般的に、交流電源に接続して使用する
製品・部品は、電気用品に該当する可能性あり。
予め情報を収集することが重要！

- 一般的名称ではなく、用途、機能等で判断する
- 2以上の機能がある場合には、それぞれ検討
- 対象かどうかは、構造や定格等の情報が必要
- 対象外製品の同梱部品もチェック要

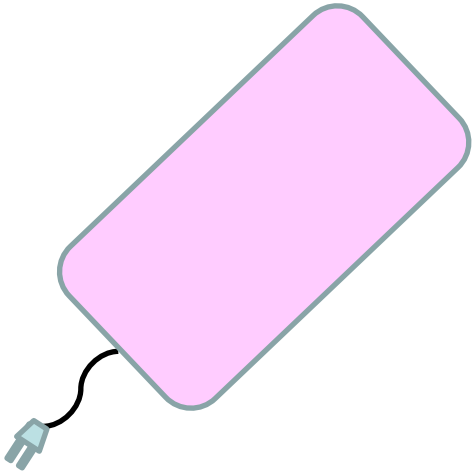


参考情報→手引書の「P22～P25」

Copyright© JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES. All Rights Reserved

用途をチェック

用途によって、電気用品名が異なる。
法に基づく手続き、求められる安全性(技術基準)も異なる。



人が触れても火傷しない
程度の電気ヒーター

患部にあてて、温熱治療を行う
→**家庭用温熱治療器** PS E JET

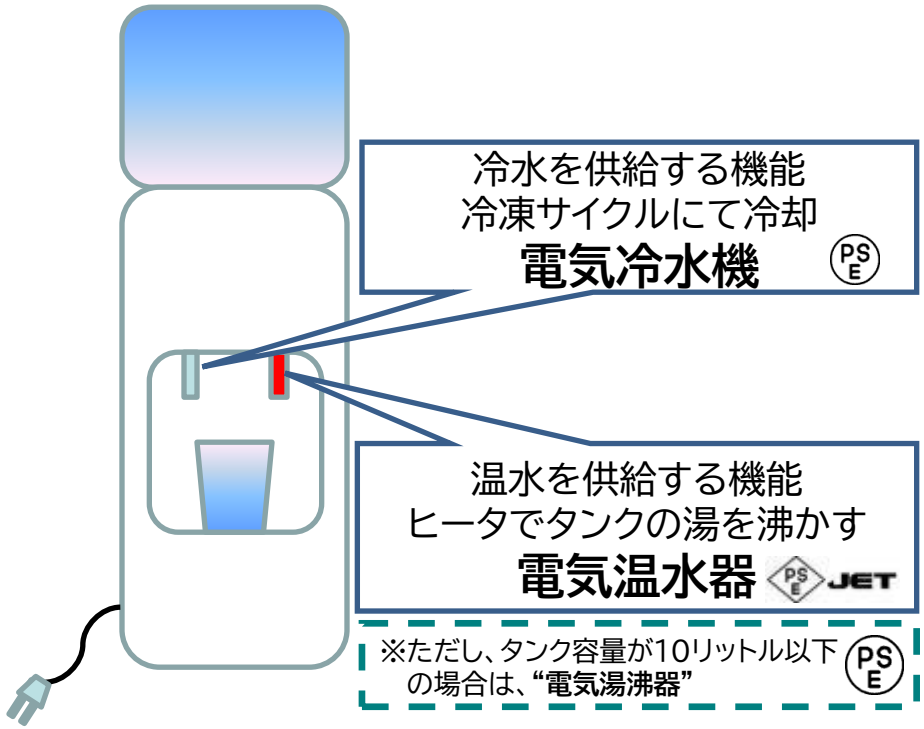
座布団として使用する
→**電気座布団** PS E

布団に入れて足を温める
→**電気あんか** PS E

Copyright© JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES. All Rights Reserved

機能をチェック

冷・温水サーバー



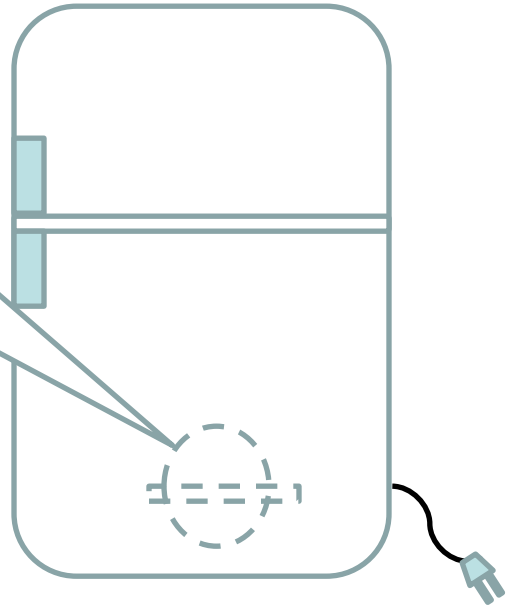
冷水を供給する機能
冷凍サイクルにて冷却
電気冷水機 (PSE)

温水を供給する機能
ヒータでタンクの湯を沸かす
電気温水器 (PSE) JET

※ただし、タンク容量が10リットル以下の場合は、**“電気湯沸器”** (PSE)

「電気温水器」及び「電気冷水機」として届出

電気冷蔵庫



同じコンプレッサーを用いて
電気冷蔵庫、電気冷凍庫 (PSE)
の機能を実現

注:一つのコンプレッサーを用いている場合には、主用途の電気用品名で届け出

⇒「電気冷蔵庫」又は「電気冷凍庫」のいずれかで届出

●複数の電気用品の機能をもつ場合、各々の電気用品に求められる技術基準への適合が必要。
●機能を実現する機構が、独立しているかどうかにより、法に基づく手続きが変わる。

Copyright© JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES. All Rights Reserved

構造をチェック

構造によって、電気用品名の判断が異なるケースあり



室内の加湿に使う装置

電気ヒーター(電極式を含む)により湯を沸かして加湿するもの
→ **電熱器具　湿潤器**　(PSE)

ファン(電気ヒータを利用するものを含む)により、フィルターに風を送って加湿するもの
→ **電動力応用機械器具　電気加湿機**　(PSE)

超音波振動子により、加湿するもの
→ **電子応用機械器具　超音波加湿機**　(PSE)

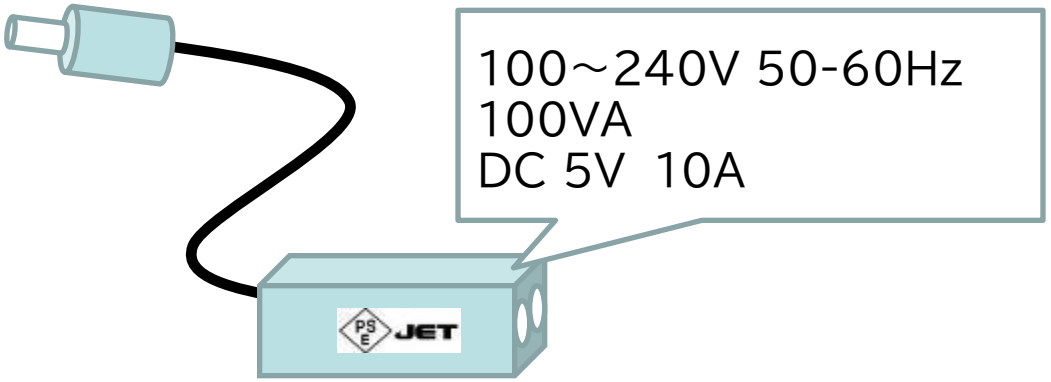
Copyright© JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES. All Rights Reserved

定格をチェック①

電気用品によっては、対象の範囲が指定されている場合がある。
その多くは、定格電圧、定格周波数、定格消費電力(定格容量)。
電気用品名が判ったら、対象の範囲に入るかをチェックする。

直流電源装置

定格電圧が100V以上300V以下、定格周波数(二重定格の　ものにあっては、その一方の定格周波数)が50Hz又は60Hzのものに限る。
交流電源装置と兼用のものを含み、定格容量が1kVA以下のものに限り、無線通信機の試験用のものその他の特殊な構造のものを除く。



Copyright© JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES. All Rights Reserved

定格をチェック②

(例)リチウムイオン蓄電池の場合

- 単電池1個当たりの体積エネルギー密度が400Wh/L以上。

  →対象の範囲に入るかをチェック

- 自動車用、原動機付自転車用、医療用機械器具用、
  産業用機械器具用のものを除く。

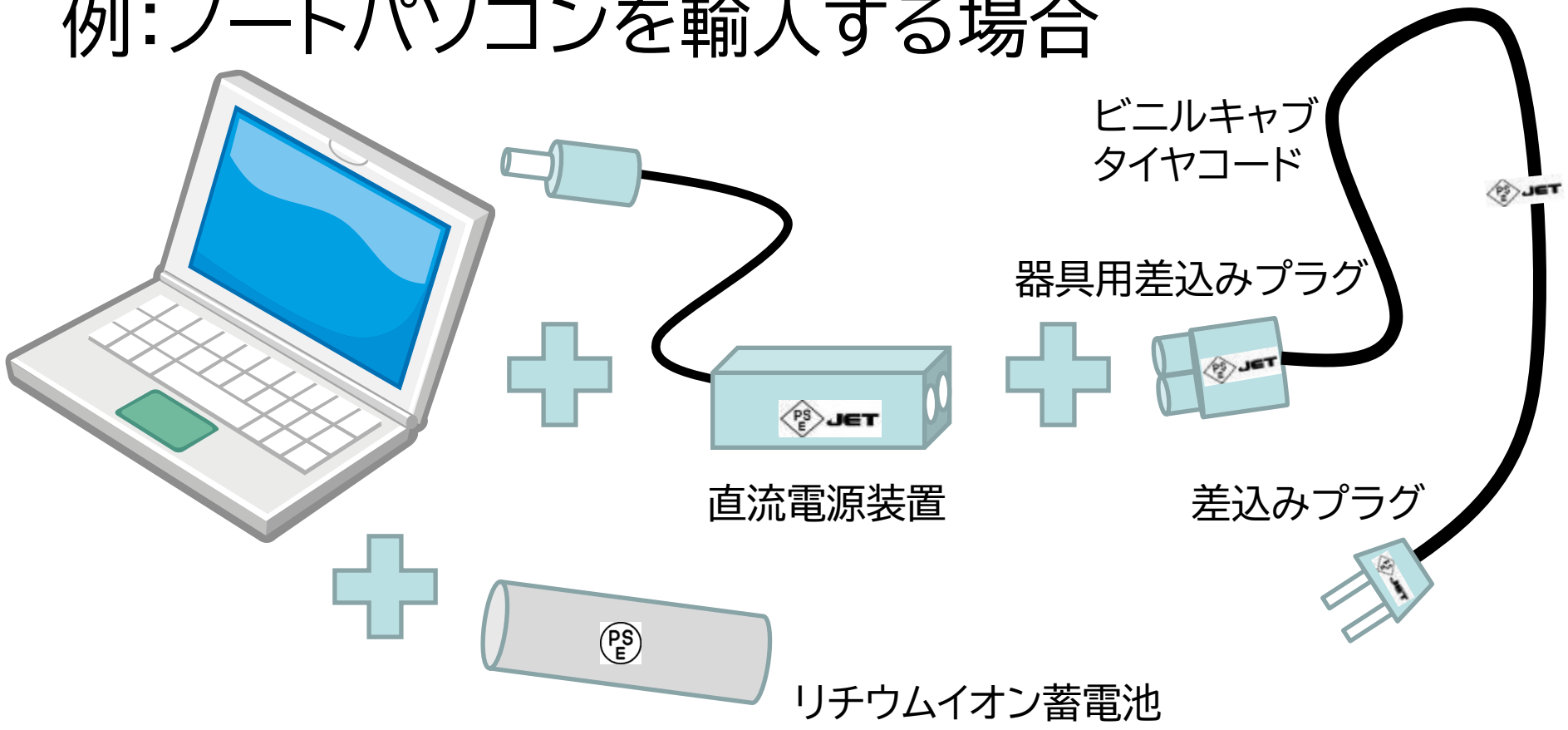
  →用途をチェック:別の法律により規制を受けるため



Copyright© JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES. All Rights Reserved

製品に同梱される「部品」をチェック

例:ノートパソコンを輸入する場合



Copyright© JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES. All Rights Reserved

規制対象か調べるための資料

電気用品のリスト、対象の範囲
　電気用品安全法施行令（別表第一、第二）
https://laws.e-gov.go.jp/law/337CO0000000324

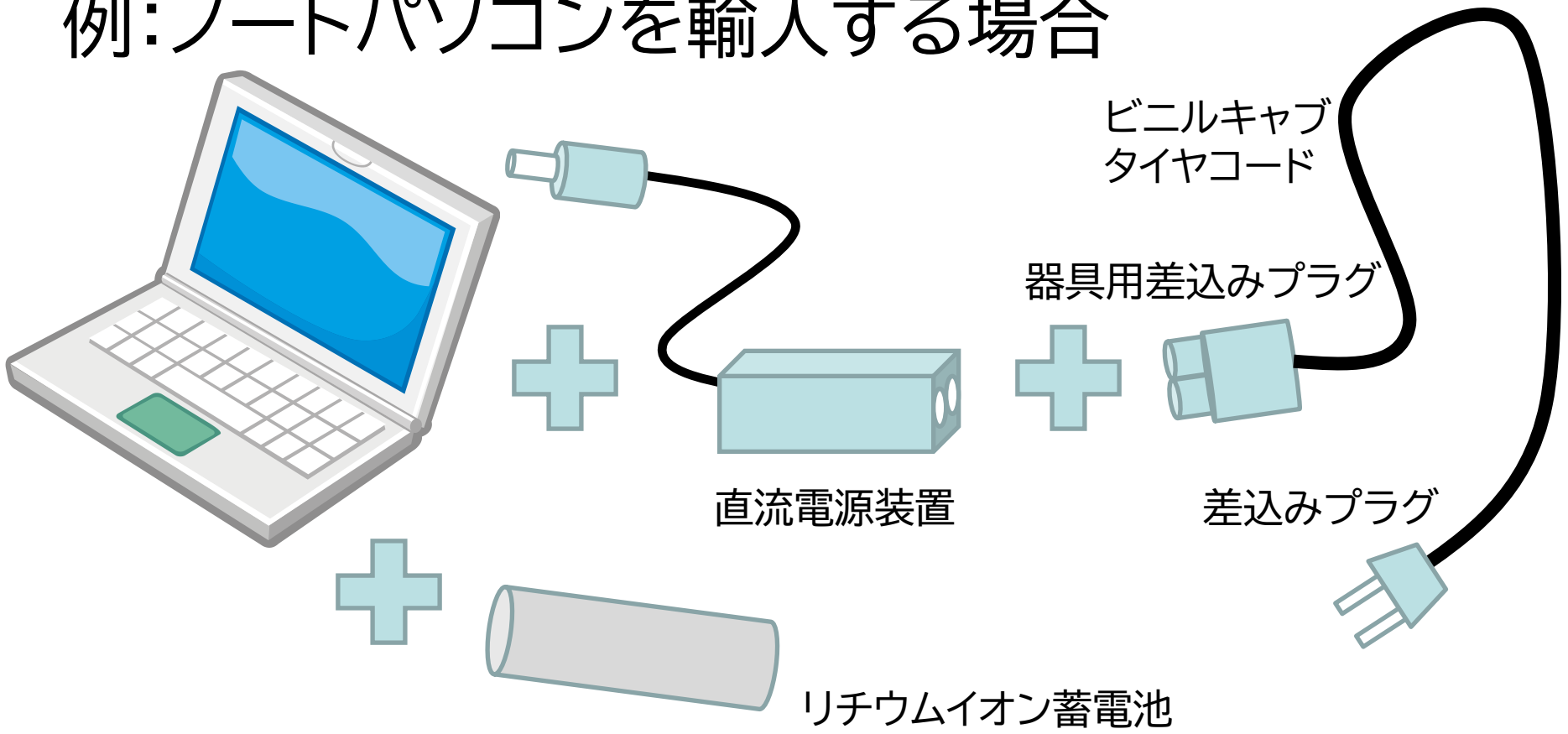
電気用品の定義等の情報
　「電気用品の範囲等の解釈について」
https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/topics.html

過去の判断事例
　METIのホームページ「電気用品安全法のページ」
　の「対象・非対象関係」の事例
https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/subject.html

Copyright© JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES. All Rights Reserved

特例:同梱部品の取扱いについて-1

例:ノートパソコンを輸入する場合



Copyright© JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES. All Rights Reserved

特例:同梱部品の取扱いについて-2

原則:輸入の主体がノートパソコン(電気用品以外)であっても、
電気用品を同梱して輸入する場合には、
電気用品毎の手続きが必要

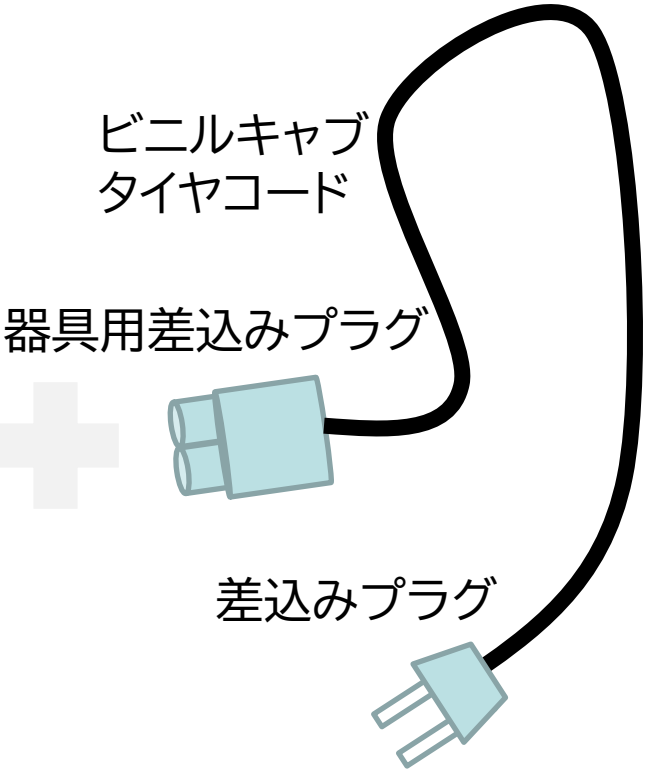
ただし、一部の例外がある
①電源コードセット及び部分品の取扱いについて
②リチウムイオン蓄電池の輸入について


参考情報→手引書の「P25」

Copyright© JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES. All Rights Reserved

①電源コードセット及び部分品の取扱いについて

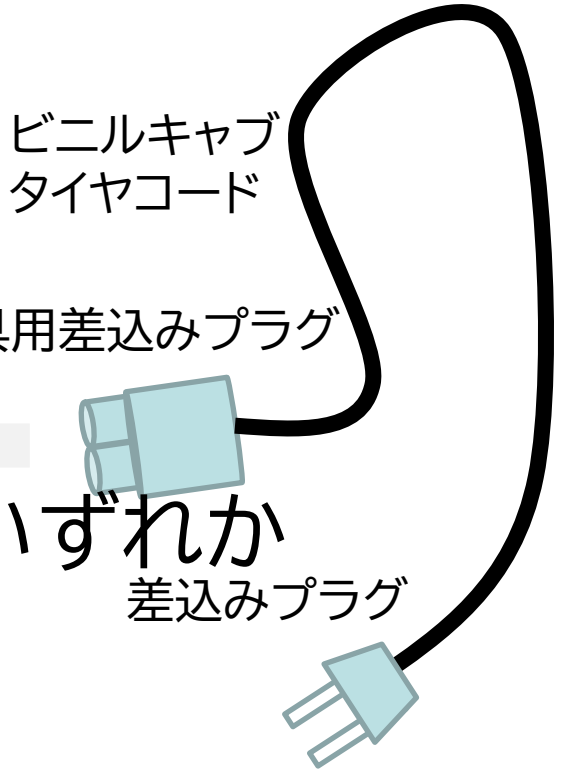
汎用性のない「電源コードセット」や「部分品」を
電気機器(例:直流電源装置)
と同梱して輸入する場合には、
機器と一体とみなし、
機器の手続きで足りる。



Copyright© JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES. All Rights Reserved

①電源コードセット及び部分品の取扱いについて

「電源コードセット」とは
電線の両端に差込み接続器を
組み合わせたもの



「汎用性がない」とは、特定の
製品以外に使用できない以下のいずれか
・特殊な接続器による接続
・他の機器で使用できない旨を
　取扱説明書に記載。

Copyright© JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES. All Rights Reserved

①電源コードセット及び部分品の取扱いについて

「部分品」とは以下のように定義される。

> 電安法施行令別表第一第一号から第五号まで及び別表第二第一号から第六号までに定めるもののうち、電気機器に組み込まれるもの（電気機器に直付けされるものを含み、電源コードセットを除く。）をいう

具体的には
機器に直付けされたコード、機器と一体となったプラグ等の部品。これらも機器と一体として電安法の手続きを行えば足りる。

Copyright© JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES. All Rights Reserved

②リチウムイオン蓄電池の取扱い-1

リチウムイオン蓄電池だけは、
エンドユーザーが利用する最終的な製品との関係で扱いが変わる

（電気用品の範囲等の解釈についてⅢ(9)）

①「装着」して輸入する場合、機器の一部とみなす。
②「同梱」して輸入する場合、機器と
リチウムイオン蓄電池の輸入とみなす。

→交換用、補修用で単体で輸入・販売がある場合には
PSEマークが必要であることに注意！

参考情報→手引書の「P25」

Copyright© JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES. All Rights Reserved

②リチウムイオン蓄電池の取扱い-2

リチウムイオン蓄電池の対象範囲拡大（電気用品の範囲等の解釈の改正）

ポータブルリチウムイオン蓄電池(**モバイルバッテリー**)等
の主として電子機器類の外付け電源として用いられる
ものは、**リチウムイオン蓄電池と解釈**する。
（平成30年2月1日改正：電気用品の範囲等の解釈について Ⅲ9））



モバイルバッテリー

■適用基準：電気用品の技術基準の解釈
別表第九又は別表第十二（JIS C 8712・2015（J62133（H28））

■モバイルバッテリーに関するFAQ
電気用品安全法のページのWEBサイトに、モバイルバッテリーについての
質問の中から主要なものについてQ＆Aが掲載されている。

▼モバイルバッテリーに関するFAQはこちら

→ https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/mlb_faq.html

Copyright© JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES. All Rights Reserved

1.電気用品安全法の概要

2.電気用品安全法の手続き

Copyright© JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES. All Rights Reserved

電気用品安全法で要求される手続き

電気用品の製造・輸入事業者は、
以下の手続きが必要

1. 事業の開始届出
2. 技術基準適合確認
3. 適合性検査(特定電気用品のみ)
4. 自主検査
5. 表示義務

電気用品の販売事業者(製造・輸入事業者を含む)は、
5. による表示を確認しないと販売不可

事業の開始届出①

事業を行う事業者が自ら
・事業開始後30日以内に管轄の経済産業局に届出
　→事業開始のタイミングは、事業を行おうとした
　　時点でOK（なるべく早く）
・届出の単位は、電気用品の区分毎
　→製品のモデル毎ではく、施行規則で定めた
　　グループ単位
・届出は無料、有効期限もなし
　→過去に届けている内容と同じなら再届出不要

参考情報→手引書の「P36～P50」

事業の開始届出②

届出にあたって必要な情報

・事業開始の年月日
・製造／輸入する電気用品の区分
・当該電気用品の型式の区分
・製造工場又は事業場の名称及び所在地
・当該電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所
（輸入事業の場合）

届出書の提出先

製造・輸入事業に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫が

・ 各地域の経済産業局の管轄区域内のみに存在する場合 → 経済産業局長宛
・ 2つ以上の地域にまたがる場合は → 経済産業大臣宛



図８　保安ネットによる電子手続きフロー

参考情報→手引書の「P34～P35、P38」

事業の開始届出③

電気用品の区分	電気用品名	型式の区分
ゴム系絶縁電線類 合成樹脂系絶縁電線類 ・ ・ ・ 電熱器具 電動力応用機械器具 光源及び光源応用機械器具 電子応用機械器具 **交流用電気機械器具** 携帯発電機 リチウムイオン蓄電池	◇特定電気用品 磁気治療器 電撃殺虫器 電気浴器用電源装置 **直流電源装置** ・ ・ ・ ○特定電気用品以外の電気用品 電灯付家具 コンセント付家具 その他の電気機械器具付家具 ・ ・ ・	定格入力電圧 125V以下のもの 125Vを超えるもの 入力側の定格容量 (1)10VA以下のもの (2) 10VAを超え20VA以下のもの (3)20VAを超え30VA以下のもの ・ ・ ・ 定格周波数 50Hzのもの 60Hzのもの ・ ・ ・

参考情報→手引書の「P27～P31」

技術基準適合義務

電気用品は、
「**電気用品の技術上の基準を定める省令**」に
適合している必要がある。

届出事業者の義務として履行する行為

注）PSEマーク ≠ ULマーク,CEマーク
海外の認証マーク等があるからといって、
日本の基準に適合しているとは限らない。
→**日本の技術基準に適合**しているのか、
予め**確認し、資料等で示せることが重要。**

参考情報→手引書の「P74～P76」

輸入品 の 注意点

米国や欧州向けの製品をそのまま日本に持ってくることができるとは限らない。(以下の改良が必要な場合がある。)

①海外製品を日本の事情に合わせるための設計変更。

②海外の規格と日本の基準との相違があるための設計変更。

輸入品の場合は、上記①及び②の対応ができていない場合に試買検査で不適合になるケースが多い。

電気用品の技術上の基準を定める省令
（性能規定化された技術基準）

第1章：総則（第1条）

第2章：一般要求事項（第2条～第6条）
安全原則／安全機能を有する設計等／供用期間中における安全機能の維持／使用者及び使用場所を考慮した安全設計／耐熱性等を有する部品及び材料の使用

第3章：危険源に対する保護（第7条～第17条）
感電に対する保護／絶縁性能の保持／火災の危険源からの保護／火傷の防止／機械的危険源による危害の防止／化学的危険源による危害又は損傷の防止／電気用品から発せられる電磁波による危害の防止／使用方法を考慮した安全設計／始動、再始動及び停止による危害の防止／保護協調及び組合せ／電磁的妨害に対する耐性

第4章：雑音の強さ（第18条）

第5章：表示等（第19条～第20条）
一般（安全上必要な情報及び使用上の注意）／長期使用製品安全表示制度による表示

詳細な解釈については、「技術基準省令の解釈」として国から通達

（平成26年1月1日から施行）

参考情報→手引書の「P118～P122」、「P.146～148」

技術基準省令の解釈

技術基準省令解釈(通達)の構成

日本独自

- ◆ 別表第一　…　電線及び電気温床線
- ◆ 別表第二　…　電線管、フロアダクト及び線樋並びにこれらの附属品
- ◆ 別表第三　…　ヒューズ
- ◆ 別表第四　…　配線器具
- ◆ 別表第五　…　電流制限器
- ◆ 別表第六　…　小型単相変圧器及び放電灯用安定器
- ◆ 別表第七　…　小形交流電動機
- ◆ 別表第八　…　交流用電気機械器具並びに携帯発電機
- ◆ 別表第九　…　リチウムイオン蓄電池
- ◆ 別表第十　…　雑音の強さ
- ◆ 別表第十一　…　電気用品に使用される絶縁物の使用温度の上限値

- ◆ 別表第十二　…　国際規格等に準拠した基準

＊別表第十二:「旧技術基準省令第2項の解釈」として国から通達されていたものと同様の内容
＊事業者は別表第一から十一、又は別表第十二のいずれか一方の基準への適合性確認が必要
＊特に規定がない限り、別表第一から十一までと、別表第十二は、それぞれ独立した体系であり、両者を混用してはならない。

技術基準省令の解釈

技術基準省令解釈(通達)の構成

日本独自

- ◆ 別表第一 … 電線及び電気温床線（別表第12一本化　2024年6月施行）
- ◆ 別表第二 … 電線管、フロアダクト及び線樋並びにこれらの附属品（別表第12一本化　2026年6月施行）
- ◆ 別表第三 … ヒューズ（別表第12一本化　2026年6月施行）
- ◆ 別表第四 … 配線器具（別表第12一本化　2024年6月施行）
- ◆ 別表第五 … 電流制限器（別表第12一本化　2026年6月施行）
- ◆ 別表第六 … 小型単相変圧器及び放電灯用安定器（対応検討中）
- ◆ 別表第七 … 小形交流電動機（別表第12一本化　2024年6月施行）
- ◆ 別表第八 … 交流用電気機械器具並びに携帯発電機（対応検討中）
- ◆ 別表第九 … リチウムイオン蓄電池（別表第12一本化　2022年12月施行）
- ◆ 別表第十 … 雑音の強さ（別表第12一本化　2025年8月施行）
- ◆ 別表第十一 … 電気用品に使用される絶縁物の使用温度の上限値（対応検討中）

- ◆ 別表第十二 … 国際規格等に準拠した基準

＊別表第十二:「旧技術基準省令第2項の解釈」として国から通達されていたものと同様の内容

＊事業者は別表第一から十一、又は別表第十二のいずれか一方の基準への適合性確認が必要

＊特に規定がない限り、別表第一から十一までと、別表第十二は、それぞれ独立した体系であり、両者を混用してはならない。

適合性検査

特定電気用品の製造／輸入を行う事業者は、
①電気用品を販売するときまでに、
②登録検査機関(JET等)による適合性検査を受け、
③適合証明書の交付を受けて保管する
(電気用品安全法第9条1項)

1. このため、「適合性検査」の受検と、「**適合証明書(有効期限あり)**」の発行を受ける**必要**がある。

2. ただし、輸入事業を行う場合、上記②と③は、海外製造事業者が取得した「**適合同等証明書**」の「**副本**」の**保管に代えることが可能**。
(「適合同等証明書」の**コピーは不可**)

参考情報→手引書の「P82～P90」

輸入事業者が「適合同等証明書」を得るには？

①既に海外工場が「適合性検査」を受けている場合
→有効期間、型式の区分等を確認し、輸入事業者は
登録検査機関が海外工場に発行した「**副本**」を、
当該海外工場から入手して**保管**する。

②海外工場が「適合性検査」を受けていない場合
→「適合性検査」を海外工場が**新たに受験**する必要あり。
製造工場の検査設備と、該当製品の技術基準への
適合性確認を、登録検査機関に依頼する。

参考情報→手引書の「P88～P90」

「適合性検査」の義務履行方法（海外工場）

適合性検査受験の
有無確認
あれば③から
なければ①から



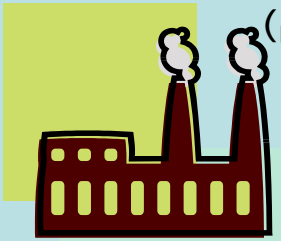
①適合性同等検査申込



②適合同等検査
証明書交付
（品名により有効期限3年、5年、7年）



③副本入手依頼
（単なるCOPYでは不可）



製造事業者
（外国）

④副本発行依頼

登録検査機関
（外国・国内）

輸入事業者

⑤副本発行

⑥副本入手



副本の入手と
保管の義務

適合性検査の判断項目は？（登録検査機関）

①当該電気用品に適用される技術基準

→「電気用品の技術上の基準を定める省令」への適合性について試料(試験品)を検査する。

②検査設備の確認

→ 法定の検査設備(※)が備わっており、適切な校正がされているかを確認する。

(※)電気用品安全法施行規則 別表第四
（規定の「検査設備」は**「電気用品の区分」毎に異なるので注意**）

参考情報→手引書の「P125～131」

技術基準適合確認と適合性検査の違い

◆技術基準適合確認(法第8条)
→日本で販売される電気用品全てが、日本の基準に適合することを確実に行うため、事業者の責任で行うもの。(行為そのものは工場や試験所等に委託可能だが、責任は事業者にある)

◆適合性検査(法第9条)
→特定電気用品を製造する工場が、日本の基準に適合する製品を製造・検査できることを確認するため、登録検査機関が、型式の区分毎に代表サンプルと検査設備の確認をすること。

➢ **適合性検査は、技術基準適合確認を包含しない。**

参考情報→手引書の「P123~131」

自主検査①

自主検査とは？

製品が、きちんとできているかを確認する行為

（電気用品安全法第8条2項）

①特定電気用品の場合

製造工程検査、完成品検査（全数）、試料検査

②特定電気用品以外の電気用品の場合

完成品検査（全数）

→製造した製品全て（一品ずつ）が検査・記録の対象

参考情報→手引書の「P76～P80」

自主検査②

検査項目は？　（電気用品安全法施行規則第11条、別表第三）

①製造工程において行う検査（特定電気用品のみ）

技術基準に適合させるための適当な方法で実施。
材料・部品については受入検査等で可。
（例：**作業指示書等**）

②完成品について行う検査（電気用品により異なる）

一般には外観、絶縁耐力、通電により評価。

③試料について行う検査（特定電気用品のみ）

材料、部品、半完成品又は完成品から任意に抽出した試料について、
必要に応じて（※）、技術基準に適合する方法により実施。

※設計・製造方法又は製造設備を変更した場合は再評価
（例：**完成品の抜き取り検査等**）

自主検査③

完成品について行う検査の具体例

1．外観検査

外観を目視で確認し、その形状、組立が、対応する技術基準へ適合しているか。

- 表示内容、表示の鮮明さ
- 割れ、ひび、変形等はないか、正しく組み立てられているか

2．絶縁耐力検査

対象製品の電源と外郭の間に対応する技術基準で定める電圧を印加し、絶縁性が維持されているか。

3．通電検査

実際に電源を入れ、通常の使用状態において通電・動作させ、対応する技術基準の要求事項に適合しなくなるような異常が発生しないか（設計通りに動作するか、異臭、異音、発煙、発火、異常発熱等はないか。）。

出典：経済産業省ホームページ

自主検査④

検査記録様式は決まっていないが、以下を含める。

①電気用品の品名及び型式の区分並びに構造、材質
　及び性能の概要
②検査を行った年月日及び場所
③検査を実施した者の氏名
④検査を行った電気用品の数量
⑤検査の方法
⑥検査の結果

（電気用品安全法施行規則第11条）

紙媒体、電子的媒体いずれでも可。3年間保管要。

電安法の義務履行には製造者の協力が必要

海外事業者任せ
ではダメ

海外(製造)事業者
(実作業できる)

輸入事業者
(法的な責任)

内容の確認は
怠らない

日本の基準に
適合している

設計・開発

必要な情報や
作業の提供

適合同等証明書の
副本がある(特定)

製造

出荷

出荷検査(全数)の
記録がある

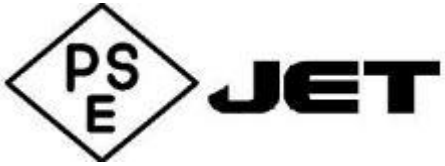
製造工程での検査の
記録がある(特定)

PSEマークと輸入事業者名
(特定は検査機関名も)の
表示を施す

表示①

法に基づく義務を履行した事業者は、
PSEマークと事業者名(特定電気用品の場合は
検査機関の略称)を表示することができる※
(電気用品安全法第10条、施行規則第17条)

特定電気用品



ABC商事

特定電気用品以外の
電気用品



ABC商事

※「できる」との位置付けであるが、表示を施さないと販売不可
※その他スペック等:技術基準解釈別表の表示方式等に基づく表示を行う。

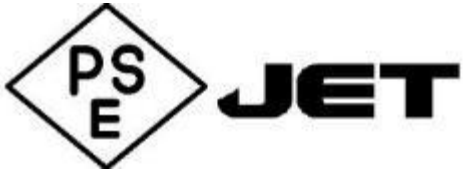
参考情報→手引書の「P91～P96」「P132～135」

表示②

事業者名については、略称・登録商標による表示可

・略称については、経済産業大臣の承認
・登録商標については、経済産業大臣への届出
（電気用品安全法施行規則第17条　2項、3項）

スペースに余裕のないもの(ヒューズ等)については、
＜PS＞E、(PS)E　の表示でも可



→<PS>E JET



→(PS)E

■手続きに関する情報、資料、様式等はMETIホームページから入手可能

「電気用品安全法のページ」
https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/
※JETホームページのリンク集、Yahoo等の検索エンジンからもアクセス可能。

■技術基準は以下のリンク先から入手可能

電気用品の技術上の基準を定める省令
https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=425M60000400034

電気用品の技術基準の解釈(通達)
https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/act.html

引用されているJIS検索
https://www.jisc.go.jp

■関係書籍は日本電気協会のホームページから購入可能

電気用品安全法　関係法令集(日本電気協会発行)
電気用品の技術基準の解説(日本電気協会発行)
https://www.denki.or.jp/pub/

Copyright© JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES. All Rights Reserved

改正電気用品安全法の概要

2025年12月25日改正

Copyright© JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES. All Rights Reserved

改正電気用品安全法の概要

- ✓ **近年、インターネット取引の拡大に伴い、国内外の事業者がオンラインモール等を通じて国内消費者に製品を販売する機会が増大しているところ、海外事業者がオンラインモールを始めとする取引デジタルプラットフォーム（取引DPF）を利用するなどして国内消費者に直接販売する製品について、製品の安全性に（法的）責任を有するべき国内の製造・輸入事業者が存在しないといった事案が生じています。**
- ✓ **そうした事態を解消するため、インターネット取引の拡大への対応のための措置を講じることができるよう、法整備を行い、海外から直接販売される製品の安全確保を通じ、国内消費者が製品を安全に使用できる環境を整備しました。**

① 海外事業者の規制対象化（国内管理人の選任）

- ➢ 海外事業者が取引DPFを利用するなどして国内の輸入事業者を介さず国内消費者に直接製品を販売する場合、当該海外事業者を改正電気用品安全法において**届出を行うことができる対象として明確化**するとともに、規制の執行を担保すべく、当該海外事業者に対し、**国内における責任者（国内管理人）の選任**を求める。

② 取引デジタルプラットフォーム提供者に対する出品削除要請等の創設

- ➢ 取引DPFにおいて提供される電気用品について、国内消費者に危険が及ぶおそれがあると認められ、かつ、その製品の出品者によってリコール等の必要な措置が講じられることが期待できないときは、**取引DPF提供者に対し、当該製品の出品削除を要請することができる。**

③ 届出事項の公表制度の創設

- ➢ 届出事業者の氏名や特定電気用品の型式の区分、国内管理人の氏名等の**届出事項を公表**することで、取引DPF提供者が、無届の海外事業者による取引DPFの利用を自ら止めることをできるようにするなどの環境を整備する。

④ 法令等違反行為者の公表制度の創設

- ➢ 法律や法律に基づく命令等に違反する行為を行った者の氏名等について、公表することができる制度を創設する。

出典：経済産業省ホームページ

Copyright© JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES. All Rights Reserved

ご清聴ありがとうございました。

Copyright© JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES. All Rights Reserved